　　年　　月　　日

誓　約　書

秋田県知事　様

所 　在 　地

名　　　　称

代表者職氏名

あきた企業連携型奨学金返還助成【登録企業】（令和６年度採用企業）の登録にあたり、下記のすべての事項について誓約します。

記

１　助成金の認定を受け、交付決定を受けた者への助成について、県と連携して所定の額を負担する。

２　県内本社企業又は主たる勤務地を県内に定めて雇用する県外本社企業に該当する。

３　助成対象者について、正社員として６年以上雇用を継続する意思がある。

４　助成対象として制度利用の意思のある者全てに当制度を適用させる。

５　助成対象者が途中退職した場合等においても、助成金の返還を求めない。

６　次の①から⑨のいずれにも該当しない。

①法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第一に掲げる公共法人

②国税又は地方税等を滞納している企業

③県又は国等の補助金において不正受給をした企業

④法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるに

もかかわらず加入していない企業

⑤労働関係法規等の法令に違反している企業

⑥企業又は企業の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）と関わりのある企業

⑦企業又は企業の役員等が、破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している企業

⑧登録申込時点で破産手続開始決定を受けている、倒産又は解散している企業

⑨その他、本制度の信頼を損なうおそれのある企業であること

７　助成対象者を採用した場合、当該対象者が本制度適用のために行う助成金認定申請や助成金交付申請等の手続に協力する。

８　助成対象者の就業促進を図るため、業界・企業情報の提供、説明会、インターンシップの受入れ等、助成候補者が業界や企業を研究する機会の創出に努める。

９　助成対象者から各種証明書類の発行等、助成事業に係る手続きについて対応を求められた場合には、誠実かつ速やかに対応する。

１０　秋田県個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

以上